

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

vol. 4

平成11年8月2日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

要介護認定「申請者の家族状況や虐待の有無を要
介護度に反映させるとの新指針を厚生省が提示」
との記事について

<記事の概要>

(1) 掲載紙

朝日新聞 平成11年7月30日朝刊

(2) 掲載内容

「厚生省は、平成11年7月29日開催の都道府県等要介護認定担当者会議において、要介護認定にあたって、申請者の家族状況や虐待の有無を要介護度に反映させるとの新指針を提示した。」

→ 要介護認定にあたっては、従来より、申請者の「介護の手間」の程度に応じて行うものとしており、申請者の家族状況や、虐待の有無を直接的に要介護度に反映させることはないという基本的な考え方に何ら変わりはない。

なぜなら、仮に家族の状況を勘案すると、心身の状況から判断される介護の必要度が同程度の高齢者であっても、家族の介護力等がある場合には要介護度が相対的に軽くなることによって、介護保険で給付するサービスの量が少なくなり、結果的に介護をしている家族の負担が軽減されないことにもつながりかねないと考えられるからである。

しかしながら、介護に要する時間が延長または短縮する背景として、まれには介護者の有無等がなりうると考えられ、この場合には、例外的な取り扱いとしてコンピュータによる一次判定結果の変更を行うことは可能であることを改めて都道府県の担当者に示したものである。

(注) 家族介護者の有無が原因となって介護に要する時間が延長または短縮する具体例

- ・ 徘徊老人に対して家族が予防的に見守りを行っているため徘徊が予防されている等、症状等からは一見要介護度が低く見えている場合。

家族状況・虐待の有無考慮

厚生省

介護保険 2次判定で新指針

〈介護認定審査会の運営要綱の要旨〉

- ★委員は、保健・医療・福祉の各分野の均衡に配慮した構成とする。公平性を確保するため、原則として市町村の職員以外を委嘱することとするが、委員確保が困難な場合、介護保険事務に従事しない専門職の職員を委嘱することは差しつかえない。
- ★審査判定にあたっては、できるだけ合意を得るよう努める。審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長が決する。
- ★1次判定結果や主治医意見書などの資料は氏名、住所など個人を特定する情報を削除したうえで委員に配ることが望ましい。
- ★審査会は第3者に対して原則非公開。
- ★審査判定に用いた記録（議事録など）の保存方法は、市町村ごとに定める。

介護保険で、介護が必要な場合、「要介護度」を判定する「要介護認定」の手



続きが全国の市町村で十月から始まるのを前に、厚生省は二十九日、都道府県の担当者会議を開いた。この席で厚生省は、介護認定審査会による2次判定について新しい方針を示し、訪問調査の際に調べる家族状況や虐待の有無などを判定結果に反映させることができるとした。従来は、お年寄りの心身状況だけで判断するとされていた。

認定作業は二段階に分かれ、訪問調査で調べたお年寄りの心身状況を「コンピュータ」に入力して行う1次判定がまずある。次に、保健・医療・福祉の専門家でつくる介護認定審査会が、

主治医の意見書や訪問調査員の「特記事項」、厚生省が示す「要介護度別の状態像の例」などを参考にしながら2次判定を出す。

厚生省は、この日の会議で、1次判定のコンピュータソフトには限界があることを認め、2次判定が重要な意味を持つことを強調した。そのうえで、「施設入所か在宅かの別、住環境、家族介護者の有無が原因となって介護に要する時間が延長もしくは短縮している」と判断される場合は、2次判定で1次判定結果を変更できる」とした。

同省によると、一人暮らしであることや、家族介護者の体が弱っていることなどを理由に要介護度を上げることができないが、家族による虐待や無視が本人の心身状況に変化をもたらしている」と判断されるケースでは、要介護度を上げることも可能だという。

ただ、認定審査会が一件当たりの判定に使える時間は四分程度とされる。このため、十分な検討ができるかどうか、疑問視する声もある。

要介護度は「要支援」「要介護1〜5」の六段階があり、それぞれ受けられるサービスの上限（在宅で一カ月六万〜三十五万円）が決められている。